

高等学校等

記入例（市町村を越える転居）
宇都宮市から壬生町に転居し、
2023年1月1日の住所地が壬生町である場合

1日時点住所地】

普通					
保護者等の電話番号 (平日日中に連絡のとれる電話番号)	(自宅)	028-333-4444	(携帯)	080-1111-2222	(父)母その他()
※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。					

以下の【確認事項】に必要な事項を御記入いただき、6月27日（火）までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。
○ 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和5（2023）年の1月1日時点の住所と令和4（2022）年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。
○ 税の申告が必要な方は、必ず、申告を済ませてください。未申告の場合、マイナンバーを利用した税照会を正しく行うことができません

【確認事項】

◆ 2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じですか。

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2023年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

親権者等（1人目）氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄
栃木 県太	父

親権者等（2人目）氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 花子	母

上記保護者等の2023年1月1日現在の市区町村までの住所

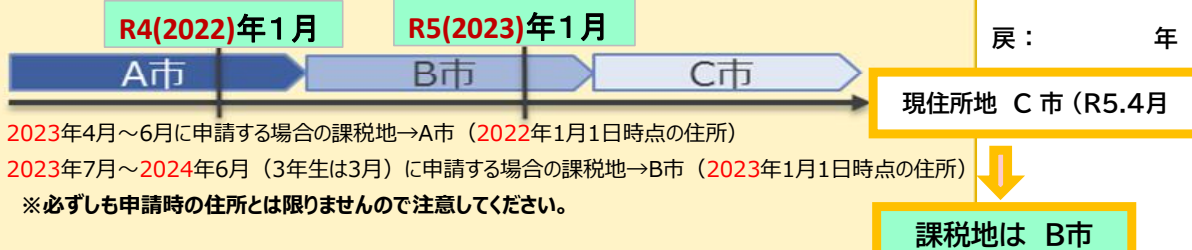
栃木県	都 道	壬生	市 区
	府 県		町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。			

栃木	都 道	壬生	市 区
	府 県		町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。			

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

※ 単身赴任・海外赴任の場合

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8:30～16:30））に御連絡ください。

父が2022年3月31日に宇都宮市から横浜市に単身赴任し、
基準日を越えて、現在も単身赴任を継続している場合

※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和5（2023）年の1月1日時点の住所と令和4（2022）年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。
- 税の申告が必要な方は、必ず、申告を済ませてください。未申告の場合、マイナンバーを利用した税照会を正しく行うことができます。

◆ 2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じですか。

☒ 同じではありません。

◆ 2023年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

上記保護者等の2023年1月1日現在の市区町村までの住所

栃木 都 道 宇都宮 市 区
府 県 町 村

☐ 日本国内に住所を有していない。

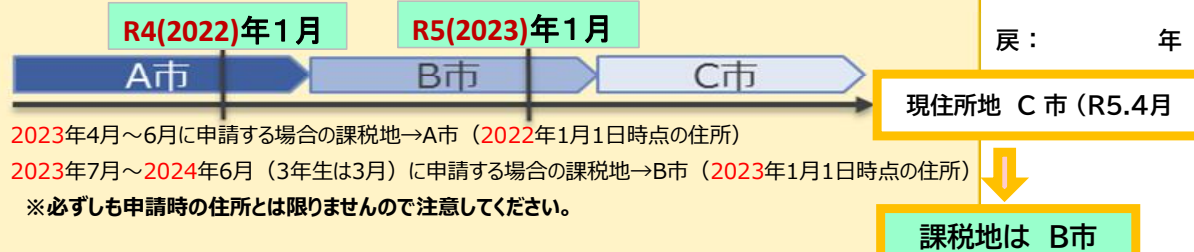
※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

※ 単身赴任・海外赴任の場合

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）

出：2022年3月31日

庚： 年 月 日



〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8:30～16:30））に御連絡ください。

記入例（単身赴任②）
単身赴任していた父が基準日より前の
2022年12月31日に他市町村から宇都宮市に戻った場合

2023年6月 26日

【現住所点住所】

普通	科				
保護者等の電話番号 (平日日中に連絡のとれる電話番号)		(自宅) 028-333-4444			
		(携帯) 080-1111-2222	(父)	(母)	その他 ()

※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。

以下の【確認事項】に必要事項を御記入いただき、6月27日（火）までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和5（2023）年の1月1日時点の住所と令和4（2022）年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。
- 税の申告が必要な方は、必ず、申告を済ませてください。未申告の場合、マイナンバーを利用した税照会を正しく行うことができません

【確認事項】

◆ 2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じですか。

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2023年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

親権者等（1人目）氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄
栃木 県太	父

親権者等（2人目）氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 花子	母

上記保護者等の2023年1月1日現在の市区町村までの住所

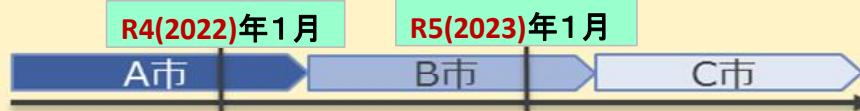
栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

※ 単身赴任・海外赴任の場合

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2023年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（2022年1月1日時点の住所）

2023年7月～2024年6月（3年生は3月）に申請する場合の課税地→B市（2023年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

出：2020年 1月 31日

戻：2022年 12月 31日

現住所地 C市（R5.4月）

課税地は B市

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や

離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8：30～16：30））に御連絡ください。

【学校が記入】学校受付日 令和 5年 6月 日

父が2022年2月1日から海外赴任し、基準日を越えて、
現在も海外赴任を継続している場合

※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和5（2023）年の1月1日時点の住所と令和4（2022）年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。
- 税の申告が必要な方は、必ず、申告を済ませてください。未申告の場合、マイナンバーを利用した税照会を正しく行うことができます。

◆ 2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じですか。

☒ 同じではありません。

◆ 2023年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

上記保護者等の2023年1月1日現在の市区町村までの住所

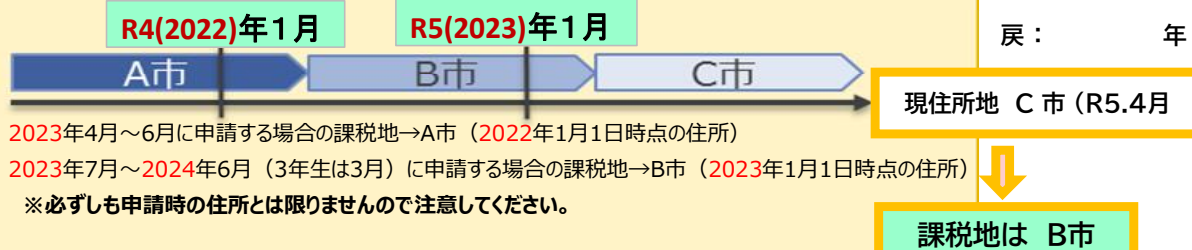
※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、**県市町村名は空欄で、☐にチェックのみしてください。**

※ 単身赴任・海外赴任の場合

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）

出：2022年2月1日

戾： 年 月 日



受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による**市町村民税の課税状況の変更**や離婚・死別、養子縁組等による**保護者等の変更**があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校**事務室**（電話**028-663-1311**（平日8:30～16:30））に御連絡ください。

普通	科				
保護者等の電話番号 (平日日中に連絡のとれる電話番号)		(自宅) 028-333-4444			
		(携帯) 080-1111-2222	(父)	(母)	その他 ()

※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。

以下の【確認事項】に必要な事項を御記入いただき、6月27日（火）までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和5（2023）年の1月1日時点の住所と令和4（2022）年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。
- 税の申告が必要な方は、必ず、申告を済ませてください。未申告の場合、マイナンバーを利用した税照会を正しく行うことができません

【確認事項】

◆ 2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じですか。

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2023年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

親権者等（1人目）氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄
栃木 県太	父

親権者等（2人目）氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 花子	母

上記保護者等の2023年1月1日現在の市区町村までの住所

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

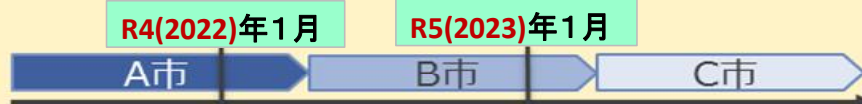
※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

※ 単身赴任・海外赴任の場合

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）

出：2020年2月1日

戻：2022年12月1日



2023年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（2022年1月1日時点の住所）

2023年7月～2024年6月（3年生は3月）に申請する場合の課税地→B市（2023年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

現住所地 C市（R5.4月）

課税地は B市

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8：30～16：30））に御連絡ください。